

春日部市 道路占用許可基準

平成29年4月

建設部道路管理課

春日部市道路占用許可基準

目次

第1章 一般基準

- 1 目的
- 2 原則
- 3 占用の場所
- 4 占用物件の構造
- 5 その他
- 6 経過措置

第2章 個別基準

第1節 法第32条第1項第1号に係る物件

- 1 電柱等の占用
- 2 電線等の占用
- 3 街路灯の占用
- 4 変圧塔等の占用
- 5 郵便差出箱等の占用
- 6 公衆電話所の占用
- 7 広告塔等の占用
- 8 ベンチの占用
- 9 公衆用ごみ容器等の占用
- 10 フラワーポットの占用
- 11 彫像等の占用
- 12 無線基地局等の占用
- 13 道路反射鏡の占用
- 14 イルミネーションの占用
- 15 防犯カメラの占用

第2節 法第32条第1項第2号に係る物件

- 16 水道管、下水道管、又はガス管の占用
- 17 排水管の占用

第3節 法第32条第1項第4号に係る物件

- 18 アーケードの占用
- 19 仮設日よけの占用

- 2 0 卷上式日よけの占用
- 2 1 上屋の占用
- 第4節 法第32条第1項第5号に係る物件
 - 2 2 上空通路の占用
 - 2 3 屋上連結通路の占用
- 第5節 法第32条第1項第6号に係る物件
 - 2 4 露店の占用
- 第6節 令第7条第1号に係る物件
 - 2 5 看板の類の占用
 - 2 6 バス停留所標識に添加する広告の占用
 - 2 7 バス停留所標識の占用
 - 2 8 消防水利標識及び消火栓標識の占用
 - 2 9 路外駐車場案内標識の占用
 - 3 0 公共施設案内標識の占用
 - 3 1 横断幕の占用
- 第7節 令第7条第2号に係る物件
 - 3 2 建築用足場、工事用仮囲い等の占用
- 第8節 令第7条第3号に係る物件
 - 3 3 一時材料置場の占用
- 第9節 令第7条第4号に係る物件
 - 3 4 養生による占用
- 第10節 その他
 - 3 5 市長がさだめるもの

春日部市道路占用許可基準

第1章 一般基準

(目的)

1 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第32条及び第35条、春日部市道路占用規則（平成17年規則第158号）第2条に基づく許可又は協議に対する回答をする場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(原則)

2 占用物件については、道路の敷地外に適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められるものに限り、道路の本来的機能を阻害しない範囲で設けることができることとする。

(占用の場所)

3 占用の場所については、別に定めのあるもののほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。ただし、占用物件の種類、道路の構造等により、これによりがたいと認められる場合は、この限りではない。

(1) 路面に接して設ける占用物件は、歩車道の区別のある道路においては、原則として、歩道内の車道寄りとし、歩車道の区別のない道路においては、法面又は路端寄りとする。

(2) 歩道上に設けるものにあつては、その有効幅員の3分の2以上で、かつ、2.0m以上の余地を確保すること。ただし、公共又は公益を目的とする場合であつて、交通上、特に支障がない場合はこの限りではない。

(3) 路面に接しないで設ける占用物件の最下部又は、路面に接して設けられる占用物件の突き出し部分の最下部と路面（ただし、舗装計画路面とする。）との距離は、車道上においては4.7m以上とし、歩道上においては、その距離を2.7m以上とすること。

(4) 原則として、次に掲げる場所でないこと。ただし、電柱・電話柱・電線・消火栓標識・アーケード・公衆用ごみ容器・すいがら入れ及び路面下に設ける物件については、この限りではない。

ア 交差点・横断歩道・消火栓・交通信号機・道路標識・消火栓標識・バス停留所標識の前後それぞれ5mの区域内

イ 橋、トンネル、踏切道の前後それぞれ10mの区域内

ウ その他交通の支障となるおそれがある場所

(占用物件の構造)

4 占用物件の構造は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 地上に設ける物件については、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、

倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により、道路の構造及び交通に支障を及ぼすことがなく、かつ、周辺的美観風致に調和したものであること。

- (2) 地下に設ける物件については、自重、土圧、交通重量並びに相当強度の地震及び衝撃等に対して安全な構造であるとともに、道路の強度に影響を与えないものであること。
- (3) 既設橋又は高架の道路に取り付ける占有物件の構造は、橋又は高架の道路の強度に影響を与えないものであること。

(その他)

- 5 占有物件(一次占有)に当該占有物件と別の者が物件を添加し道路占有(二次占有)を行う場合は、二次占有者から当該施設の使用に関する契約書、承諾書などの一次占有者との合意が明らかとなる書面を提出させるものとする。

(経過措置)

- 6 この基準が制定される以前に許可したものの更新許可にあたっては、なお、従前の基準を適合してもさしつかえないが、その更新期間は当該物件の耐用年数までとし、耐用年数経過後は、本基準に適合するよう改築等を行うこと。

第2章 個別基準

第1節 法第32条第1項第1号に係る物件

1 電柱等の占有

電柱、電話柱等の占有については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所であること。
- (2) 電柱等は法敷(法敷のない道路にあつては、路端寄り)に設けること。ただし、歩車道の区別のある道路にあつては、歩道内の車道寄り(原則として、歩車道境界から0.25mの場所とする。)に設けることができる。
- (3) 同一路線に係る電柱は、道路の同一側に設け、かつ、歩車道の区別のない道路にあつて、その対側に占有物件がある場合においては、これと8m以上の距離を確保すること。ただし、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場合においては、この限りではない。
- (4) 同一路線に電柱、電話柱等を設ける場合は、共架とすること。
- (5) 電柱等の脚ていは、路面から1.8m以上の高さに、道路の方向と平行に設けること。
- (6) 電柱等の支線は、道路の方向と平行に設けるものとし、危険表示をするため、黄色のガード等を取り付けること。

2 電線等の占有

電線等の占有については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所であること。
- (2) 地上電線等の高さは、舗装計画路面高から5.0m以上とすること。ただし、既設電線に共架する場合、その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所においては、舗装計画路面高から4.7m以上、歩道上においては、3.0m以上とすることができる。
- (3) 高架道路と並行する高架下道路及び両側に電柱等が設けられている道路にあつては、道路を横断して架設しないこと。ただし、横断して架設することがやむを得ないと認められる場合は、原則として既設の横断箇所とすること。
- (4) 道路を横断して架設する場合は、原則として道路の方向に対して直角に横断すること。
- (5) 地下電線等は、歩車道の区別のある道路にあつては歩道の下に、歩車道の区別のない道路にあつては路端寄りに設置すること。
- (6) 地下電線等の頂部と路面との距離は、車道の地下にあつては、1.2m以上とすること。ただし、やむを得ない場合はこの距離を縮小することができるが、0.75m以下としないこと。歩道の地下にあつては、0.6m以下としないこと。
この地下電線等の頂部と路面の距離を定める場合、保安上支障がなく、かつ道路に関する工事の実施上支障のない距離とすること。
- (7) マンホール、ハンドホール又は道路管理者の設ける電線共同収容溝（キャブ）に地下電線等を収容する場合、あるいは、地下電線等の立ち上がり部分等については（5）の基準は適用しない。
- (8) 電線等を橋に取付ける場合は、けたの内側又は床板の下とすること。

3 街路灯の占用

地方公共団体や商店会等の団体が、その区域内の道路の照明を目的として設置する街路灯の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 街路灯の占用は上空占用を原則とする。ただし、歩車道の区別のある道路にあつては、歩道上の車道側とし、原則として歩車道の境界から0.25mの場所に設置することができる。
- (2) 歩車道の区別のない道路で民地内に余地がなく真にやむを得ない場合は、車道の民地寄りとすることができる。ただし、この場合の車道部幅員（車道＋路肩）は8.0m以上を有する道路でなければならない。
- (3) 灯柱の側方に構造物を突き出す場合は、原則としてその下端は、車道においては路面から4.7m以上、歩道においては路面から2.7m以上とし、出幅は1.4m以下（車道と歩道の両方向に突き出す場合を含む。）とすること。
- (4) 占用物件がその反対側にあるときは、原則として8.0m以上の距離を保つこと。

- (5) 灯柱の設置間隔は可能な限り同一とすること。
- (6) 灯柱は金属製とし、構造堅固、体裁優美なものとする。
- (7) 電灯は、路面の照明を均等にし、過度のまばゆさを感じさせないものとする。
- (8) 構造物の色彩・形状等は管理者毎に同一のものとする。
- (9) 申請者が商工会、協議会のような団体であるとき、当該団体の規約又は定款を、道路管理者が求める場合は提出をすること。
- (10) 許可条件として「少なくとも年1回以上安全点検を実施すること」を付記するものとする。

4 変圧塔等の占用

送・配電用変圧塔又は分岐器等の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩道の植樹帯又は道路広場、橋下等の道路の有効幅員外に設けること。
- (2) やむを得ず歩道上に設ける場合には、有効幅員は1.0m以上、かつ、3分の2以上確保すること。
- (3) 長軸を道路の方向と平行に設けること。

5 郵便差出箱等の占用

郵便差出箱又は信書便差出箱の占用については、日本郵政公社又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）の規定に基づき許可を受けた信書便事業者が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩車道の区別のある道路では、歩道上とし、原則として歩車道境界から0.25m離れた場所に設置すること。
- (2) 歩車道の区別のない道路には、原則として占用は認めない。
- (3) 郵便局庁舎前に設置する郵便差出箱は、当該庁舎構内に設置させ、原則として占用は認めない。
- (4) 長軸を道路の方向と平行に設けること。

6 公衆電話所の占用

公衆電話所の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩車道の区別のない道路では、原則として占用は認めない。
- (2) 歩車道の区別のある道路では、歩道の車道寄りとし、歩道の有効幅員は2.0m以上、かつ、3分の2以上確保すること。

7 広告塔等の占用

広告塔又は装飾塔の占用については、次の各号に掲げるところによるほか、春日部市屋外広告物条例（平成26年条例第30号。以下「屋外広告物条例」という。）によらなければならない。

- (1) 地方公共団体等が広報や地域活動等の公共的目的、又は、祭礼等の慣行的行事のために設けるものであること。
- (2) 分離帯、緑地帯、法敷その他交通の支障にならない道路の部分（ロータリー内を除く）に設けること。
- (3) 底面の長径又は直径は1 m以下とし、高さは路面から5 m以下とすること。
- (4) 祭礼等の慣行的行事のために設ける場合は、必要最小限の期間とする。

8 ベンチの占用

ベンチの占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 地方公共団体、路線バス事業者、タクシー事業者の団体又は自治会若しくは商店会等の団体が設けるものに限ること。
- (2) バス停留所、タクシー乗場等、歩行者等の利用形態から判断し公益上設置することが適当な場合で、次に掲げる場所に設けること。

ア 道路の法敷

イ ベンチを設置した後、歩道の有効幅員が原則として2.0 m以上（自転車歩行者道又は自転車歩行者専用道路にあつては3.0 m以上）確保できる歩道
ウ その他、道路の利用状況を勘案し、道路交通上支障のない場所

- (3) ベンチの材質は、腐朽、褪色しないものであること。
- (4) ベンチには、長さ0.15 m以下、幅0.05 m以下で、占用者名を表示すること。
- (5) ベンチには、広告物を掲出しないこと。
- (6) ベンチを定期的に点検し、破損、汚損等により利用者の利便を減ずることがないよう十分な管理体制が整っていることとし、維持管理規定を文書で提出すること。

9 公衆用ごみ容器等の占用

公衆用ごみ容器、公衆用すいが入れの占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 地方公共団体、商店会、自治会等の団体が設けるものに限ること。
ただし、ベンチ、上屋に付随して設けるものについては、この限りでない。
- (2) 照明施設が完備し、交通の支障にならない場所に設けること。
- (3) 主として道路広場、バス停留所、タクシー乗り場等多数の人間が滞留する場所に設けること。
- (4) 構造等は次に掲げるところによらなければならない。
ア 歩行者等の交通を妨げない場所に設けるものとし、歩道の有効幅員は2.0 m以上かつ、3分の2以上確保すること。
イ 歩行者の視界を妨げない高さとする。こと。
ウ 容器等の材質は不燃性で堅ろうなものとすること。

エ 容器等は、都市の美観を損なわない統一的な色彩、意匠とし、ごみ又はすいがらの収集が容易なものとする。

オ 設置は、路面に固定し、風等による移動、倒壊等のおそれがないものとする。

- (5) 容器等には、長さ0.15m以下、幅0.05m以下でその占有者名を表示すること。
- (6) 容器等を常に点検し、破損又はごみ、すいがらのたい積若しくは周辺への散乱等により、都市の美観・衛生を損なわないよう十分な維持管理体制が整っていることとし、維持管理規定を提出すること。
- (7) 容器等には、広告物を掲出しないこと。

10 フラワーポットの占有

フラワーポットの占有については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 地方公共団体、商店会、自治会等の団体が設けるものに限ること。
- (2) 幅員2.5m以上の歩道又は道路広場で、照明設備が完備し、かつ交通に支障のない場所に設けること。
- (3) フラワーポットの材質は堅ろうなものとし、その形状、色彩が都市の美観を損なわない統一的なものとする。
- (4) フラワーポットは、幅0.5m以下、長さ3m以下、又は直径0.5m以下とし、高さは路面から0.4m以下とすること。
- (5) 花木の植栽、手入れ、清掃等について、十分な維持管理体制が整っていることとし、維持管理規定を文書で提出すること。
- (6) 植栽する花木は路面から0.8m以下の高さを維持することが出来る種類のものとする。
- (7) フラワーポットには長さ0.15m以下、幅0.05m以下の大きさで、その占有者名を表示すること。
- (8) フラワーポットには、広告物を掲出しないこと。

11 彫像等の占有

彫像又は碑等の占有については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 地方公共団体が設置するものに限ること。
- (2) 道路広場、幅広の歩道等の交通の支障にならないと認められる場所とすること。
- (3) 原則として、実在人物を表わすものでないこと。ただし、碑については、歴史上の人物で占有の場所との地縁関係があり、かつ、文化又は教育に寄与する場合については、この限りではない。
- (4) 高さ、大きさ、色彩、意匠等は付近の美観と調和・均衡のとれたものであり、かつ、道路敷地内の工作物として妥当なものであること。

1 2 無線基地局等の占用

無線基地局等の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 基地局等には、広告物の添加及び塗装は一切行わないこと。
- (2) 基地局等の色彩は、周囲の環境と調和するものであること。
- (3) 基地局等の取り付け方法は、堅固で落下等のおそれがないようにし、その取り付けにより添加される工作物等の倒壊等のおそれを生じさせることのないようにすること。
- (4) 基地局等は、既存の占用物件、道路附属物等への添加とし、基地局等のための独自の電柱等の新設は原則として認めない。
- (5) 複数の事業者の基地局等を同一の電柱等へ添加する場合は、1つの箱に収容するなどの共用基地局等を原則とすること。
- (6) 占用許可に当たっては、一般的な条件の他に次の条件を付するものとする。

ア 「道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合及び電線類地中化を行うため基地局等が添加されている工作物の改築・移転・除却その他の措置を行う必要が生じた場合には、事業者が自らの費用負担により基地局等を改築・移転・除却その他必要な措置をとらなければならない。」

イ 「道路附属物への基地局の設置により、当該道路附属物を損傷した場合、若しくは基地局等の落下等により第三者に損害を与えた場合は、事業者がその費用を負担すること。」

1 3 道路反射鏡の占用

道路反射鏡の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 地方公共団体が設置するものに限ること。
- (2) 路端寄りに設けること。ただし、歩車道の区別のある道路にあつては、歩道内の車道寄りとする事ができる。
- (3) 構造等については、道路附属物としての道路反射鏡に準じること。

1 4 イルミネーションの占用

イルミネーションの占用については、次の各号に掲げるところによるほか、屋外広告物条例によらなければならない。

- (1) 地方公共団体、商店会、自治会等の団体が設けるものに限ること。
- (2) 催物、祭典、年末行事等に伴う占用であること。
- (3) 期間は、必要最小限の期間に限る。
- (4) 添架は街路樹又は街路灯（道路照明灯）に限り、道路横断や中央分離帯での添架は認めない。
- (5) 街路樹に添架する場合は、樹木への釘打ち、枝切りは禁止し、樹木に損傷を与えないこと。
- (6) 日没後の点灯とし、24時までには消灯すること。

- (7) 防水、漏電対策を施し、線類が人体に触れても安全な構造であること。
- (8) 原則として単独添架とする。ただし、次の場合には架線に限り認めることが出来る。
 - ア 線は1本に限ること
 - イ 風による力を考慮してもなお支持物に十分な強度があること
 - ウ 側方からの外力が加わっても車道上空にはみ出さない構造とすること
- (9) 異常な張力負荷や線類の切断があった際に、電力供給を遮断する安全装置を付加すること。
- (10) 特定の屋号、商号、商品名等を示す文字、記号、図柄等を表示しないこと。
- (11) 広告物の添架をしないこと。
- (12) 景観に配慮した色彩とすること。
- (13) 信号と誤認しやすい色、可動式照明、点滅式照明、サーチライトレーザー光等、運転者の注意をそらす性質の光でないこと。
- (14) 信号の視認性を阻害することのないよう、道路の曲線部分等には設置しないこと。

1 5 防犯カメラの占用

防犯カメラの占用は、次の各号に掲げるところによるほか、埼玉県防犯の街づくり条例（平成16年埼玉県条例第36号）及び防犯カメラの設置と利用に関する指針によらなければならない。

- (1) 個人情報の取り扱いについて、設置管理者の責任において法令を順守し、適正な管理を行うこと。
- (2) 防犯カメラ本体及びこれに付帯する設備（通信機、配線類等）の設置に限るものとする。
- (3) 設置場所は、アーケード、電柱、電話柱等既設占用物件へ添架して設置すること。
- (4) 設置方法は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 最小地上高4.7m以上とすること。ただし、歩道のある道路の歩道上に設置する場合は、2.7m以上とすること。
 - イ 防犯カメラには、占用者名と防犯カメラを設置している旨を表示すること。
- (5) 道路占用許可申請に際し、申請団体の活動地域図、防犯カメラの設置に関する住民合意を示す書類（議決書、事業計画書等）、設置目的以外には使用しないことの確認書を道路管理者から求められた場合は、提出することとし、既設占用物件に設置する場合にあっては、所有者の承諾書をあわせて提出すること。

第2節 法第32条第1項第2号に係る物件

1 6 水道管、公共下水道管、又はガス管の占用

水道管、公共下水道管、又はガス管の占用は、次の各号に掲げるところによらな

ればならない。

- (1) 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所であること。
- (2) 水道管、公共下水道管又はガス管は、歩道の下に埋設すること。ただし、歩道の下に既設の埋設物があり、新たに埋設することが技術的に困難な場合又は歩車道の区別のない道路の場合にあっては、車道の歩道寄り、又は路端寄りに埋設することができる。
- (3) 水道管又はガス管の本線を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は1.2m以下としないこと。ただし、やむを得ない場合は、車道にあっては0.75m、歩道にあっては、0.6mを下回らない範囲で縮小することができる。
- (4) 構造については、堅固で耐久力を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであり、車道に埋設する場合においては、道路の強度に影響を与えないものであること。
- (5) 水道管、公共下水道管又はガス管を橋に取付ける場合においては、けたの両側又は床板の下とし、橋の強度に影響を与えないものであること。

1.7 排水管の占用

排水管の占用は、汚水及び雨水等の排水に関し公共下水道管への排水が不可能な場合、次の各号によらなければならない。

- (1) 道路及び公益事業管の構造に支障を及ぼすおそれのない位置に埋設すること。
- (2) 管路の頂部と路面との距離（以下「土かぶり」という。）は1.2m以上であること。ただし、工事施工上やむを得ない場合は、0.75m以上とすることができる。
- (3) 前号の土かぶりがとれない場合でコンクリート巻き立て（厚さ0.1m以上0.2m未満）などの防護措置を講じた場合は前号の規定によらないことができる。
- (4) 原則として道路に縦断的に設けるものでないこと。
- (5) 道路の方向に対して直角に設けること。
- (6) 敷地の配置上または地理的に困難で、他に方法がない場合は、(4)・(5)の規定によらないことができる。
- (7) 敷地内に集水枡を設け道路内の埋設管へ接続すること。
- (8) 他の者の既存占用排水管がある場合は、当該管路に接続すること。
- (9) 前号の場合は、当該管路管理者の承諾書を提出すること。

第3節 法第32条第1項第4号に係る物件

1.8 アーケードの占用

アーケードの占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 昭和30年2月1日付け国消発第72号、建設省発住第5号、警察庁発備第2号「アーケードの取扱いについて」によらなければならない。

- (2) 看板及び広告物の添架は認めない。
- (3) 許可条件として、「少なくとも年1回以上安全点検を実施すること」を付記するものとする。

19 仮設日よけの占用

仮設日よけの占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 設置期間は、夏季の間（6月から9月までの4ヶ月以内）に限ること。
- (2) 設置場所は、歩車道の区別のある道路の歩道部分に限ること。
- (3) 支柱の建設の位置は、横断歩道、交差点及び曲角から5m以上、消火栓、火災報知器から3m以上の距離をおいて、縁石に接着して設け、他端は建築物で支持させるか又は道路敷地外に建柱すること。
- (4) 支柱の直径は、0.1m以下とし、屋根の材料はビニール、よしず、天幕等で、軽量かつ延焼の媒介となる虞のないものであること。
- (5) 構造は、容易に破壊消防を行いうるような簡単なもので通行人に危害を与えるおそれのないものであること。
- (6) 設置は一戸ごととし、屋根の部分を撤去しやすいように独立の構造とすること。
- (7) 電柱又は街灯に接近して危険を生じさせないようにすること。
- (8) 街路樹の生育を妨げないこと。
- (9) 都市美、自然美をそこなわないように周囲の環境に調和し、かつ、色彩、形状等が快適なものであること。
- (10) 商品、広告物又はその他の物件を添架したり、塗装しないこと。
- (11) 日よけの下端から路面までの距離は2.7m以上とすること。
- (12) 占用期間満了後は、必ず撤去すること。（期間満了後すみやかに撤去する旨の誓約書を提出すること。）

20 巻上式日よけの占用

巻上式日よけの占用については、歩車道の区別のある道路に限り設置できるととし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) おおい部分及び方丈の高さは、路面から2.7m以上とし、その出幅は1.3m以内とすること。
- (2) おおい部分から布等をつり下げないこと。
- (3) 操縦かんのある場合は、それを道路に突き出さないこと。

21 上屋の占用

上屋の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 占用許可の基本方針
 - ア 地方公共団体、路線バス事業者、タクシー事業者の団体又は自治会若しくは商店会等の団体が設けるものに限ること。
 - イ 上屋は、バス停留所又はタクシー乗場に設置される場合、ベンチに附随して

設置される場合等、道路の歩行者等の利用形態から判断し、公益上設置することが適当な場合とする。

ウ 上屋には壁面の設置を認めない。ただし、バス停留所については、「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」の一部改正（平成15年1月31日付け国道利第22号）の趣旨を踏まえ、一定の要件の下で壁面を有する上屋を認めるものとする。

(2) 設置場所

上屋の設置場所は、電柱等の他の占用物件や植樹帯の位置など具体的な道路状況を勘案し、次に掲げる場所とすること。

ア 道路の法敷

イ 歩道の有効幅員が、原則として2m以上（自転車歩行者道にあつては3m以上、自転車歩行者専用道路にあつては4m以上）確保できる歩道（ただし、歩行者の交通量が多い場所にあつては3.5m以上（自転車歩行者道にあつては4m以上）確保できる歩道）

ウ バス停留所に設置される上屋が壁面を有する場合、交差点の付近、沿道からの出入りがある場所等、運転者の視界を妨げることのない場所

エ 近傍に視覚障害者誘導用ブロック（当該上屋へ誘導するために設置されたものを除く。）が設置されている場合には、視覚障害者の上屋への衝突等を防止する観点から、当該ブロックとの間に十分な間隔を確保できる場所

オ その他、道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない場所

(3) 上屋の構造等

ア 上屋は、歩行者等の交通の支障とならない規模及び構造であること。

イ 上屋の幅は、2m以下とすること。ただし、5m以上の幅員を有する歩道については、この限りではない。

ウ 上屋の高さは、路面から2.7m以上とすること。

エ 上屋の構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとする。

オ バス停留所に設置される上屋が壁面を有する場合には、道路管理上支障のないものに限ることとし、かつ、次の総てを満たさなければならない。

(ア) 壁面の幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないものであること。

(イ) 壁面の面数は、三面以内であること。

(ウ) 壁面の材質は、透明なものであること。

(エ) 上屋が設置される道路の状況を勘案し、必要に応じて上屋に照明設備を設けること。

カ 上屋には、装飾のための電気設備を設置しないこと。

キ 上屋の主要構造物は他の建築物に接続しないものとする。

(4) 上屋に対する広告物の添加

上屋に対する広告物の添加に係る占用については、「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」（平成20年3月25日付け国道利第26号）によることとし、当該取扱いによる場合を除き、上屋には広告物等の添加又は塗装は認めない。

(5) 上屋の管理

- ア 上屋を定期的に点検し、破損、汚損等により利用者の利便を減ずることがないよう十分な管理体制が整っていること。維持管理規定を文書で提出すること。
- イ バス停留所に設置される上屋が壁面を有する構造である場合には、壁面へのはり紙及び落書き、路面の塵芥の除去等について、道路の美観を確保する観点から、一般的な条件のほか、「占用物件を常時良好に維持管理すること」を付記するものとする。

第4節 法第32条第1項第5号に係る物件

2.2 上空通路の占用

上空通路の占用については、次の各号に掲げるところによるほか、「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和32年7月15日付建設省発注第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号）によらなければならない。

- (1) 通路の設置によって、地上交通の緩和又は多数人の避難等相当の公共的利便に寄与するものでなくてはならない。
- (2) 通路は、次に掲げる施設を連絡するために設置するものに限ること。
 - ア 学校・図書館・研究施設・その他の教育文化施設
 - イ 病院・その他の医療施設又は保育所その他の社会福祉施設
 - ウ 公共施設
 - エ 百貨店及びこれに類する施設
 - オ 都市計画施設及び市街地再開発事業による施設
- (3) 通路で連結される各施設の所有者が同一であること。
- (4) 通路を設けることができる道路は、原則として幹線道路以外の道路であること。
- (5) 通路は路面に対してほぼ水平で、かつ、各施設間を最短距離で連結するものであること。
- (6) 通路の支柱は道路内に設けないこと。
- (7) 通路は不燃性のものとし、その主要部分を鉄骨又は鉄筋コンクリート造りとする。
- (8) 通路には、ガス管・水道管・蒸気管・高圧電線等を添加しないこと。

2.3 屋上連結通路の占用

屋上連結通路の占用については、「建築物の屋上部を連結する通路の取扱いについて」（昭和46年10月11日建設省政発第107号）によること。

第5節 法第32条第1項第6号に係る物件

24 露店の占用

露店の占用でその期間が1週間程度のものは、道路占用として扱わず、警察署長だけの許可とする。

第6節 令第7条第1号に係る物件

25 看板の類の占用

電柱等に添加又は巻き付ける看板、突出看板、立看板及び理容院等の業種を示す表示物等の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 適用除外

次に掲げる広告物については、本基準（(2)、(3)を除く。）を適用しない。

ア 法令の規定により設置されるもの。

イ 国又は地方公共団体が公共的目的をもって設置するもの。

ウ 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等。

エ 冠婚葬祭のため一時的に設置するもの。

(2) 禁止場所等

次に掲げる道路若しくは場所又は工作物に設置又は添加してはならない。ただし、自家用の看板については、この限りではない。

ア 現在未改築で今後改築する道路の区間（舗装部又は局部改良等小規模のものを除く）。

イ 次に掲げる場所、工作物。

(ア) 橋、トンネル、高架道路（横断歩道橋を含む）及び分離帯

(イ) 石垣及びよう壁

(ウ) 道路が交差し、連絡する場所、横断歩道並びに踏切道

(エ) 車両等が徐行する必要がある曲がり角（交差点を除く）及び勾配の急な坂

(オ) 橋（長さ20m以下のものを除く）及びトンネルの前後それぞれ10mの区域内

(カ) 警戒標識、規制標識（駐車禁止、駐停車禁止の標識を除く）及び横断歩道の指示標識の前後10mの区域内

(キ) 車道幅員5.5m以上の道路が交差若しくは連絡している交差点又は連絡点、横断歩道及び踏切道の前後10mの区域内

(ク) その他道路管理上特に支障を及ぼすと考えられる場所

(3) 構造、色彩等

ア 看板等の構造、色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものであってはならない。看板等の地色は、白色又は淡色に限るものとする。

イ 看板等は、電光式、照明式又は反射材料式であってはならない。ただし、自家用看板等及び照明式バス停留所標識に添加する看板については、電光式又は照明式に限り認めることができる。

ウ 看板等のデザイン及び表示内容は、美観風致を十分考慮して定めること。

(4) 電柱等に添加又は巻き付ける看板の占用

電柱、電話柱、街路灯に添加し、又は巻き付ける看板の占用については、

(1)～(3)によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

ア 添加看板や巻き付け看板相互間の距離は、道路の1側につき20m以上とすること。

イ 添加看板は、縦1.2m以内、横0.6m以内とすること。

ウ 巻き付け看板は、縦1.5m以内、横0.6m以内とすること。

エ 看板は、1柱に1個（巻き付け看板は、2面を1個として取り付けることができる。）とすること。

オ 添加看板を歩道に設ける場合は、車道側に突き出さないこと。

カ はり紙、ぬり広告等路上工作物、又は物件に直接貼付又は塗装するものであってはならない。

(5) 突出看板の占用

建築物等道路区域外の工作物又は物件に添加され、道路区域内に突き出す看板の占用については、(1)～(3)によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

ただし、道路区域外に設置された電柱、電話柱、街路灯に添加されているものにあつては、(4)を適用する。

ア 突出看板については、自家用看板に限るものとし、1営業所、1事業所又は1作業所につき2個以内とすること。

ただし、たばこ、塩又は切手の販売店、専門店、加盟店、代理店等を表示する0.5㎡以下のものを除く。

イ 看板の出幅は路端（道路区域端）から1m以下とすること。

ウ 板面を回転式としないこと。

エ 建築物の壁面を利用する平板看板は、出幅を0.3m以下とすること。

(6) 立看板の占用

立看板の占用については、(1)～(3)によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

ア 立看板は、催物、集会等のため一時的（おおむね1ヶ月程度）に設けるものとし、その大きさは、縦（脚部を含む）1.8m以内、横0.6m以内とする。

イ 地面に接する部分の位置は、法敷、側溝又は路肩とする。ただし、横0.3m以内の立看板を幅員3m以上の歩道上に設ける場合は、歩道内の車道寄りに

設けることができる。

ウ 立看板の支持工作物又は物件の管理者（所有者）の承諾を添付すること。

(7) 美容院等の業種を示す表示物等の占用

商店、会社、商品等の名を表示しない美容院、美容院、クリーニング店等の業種を示すマークの表示物又は時計板であって、建築物等に取りつけるものの占用については、「(5) 突出し看板の占用」を準用する。

2.6 標識に添加する広告の占用

(1) バス停留所標識に添加する広告の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

ア 標識の占用である一般乗合旅客自動車運送事業者が添加するものに限るものとする。

イ 広告の添加は、照明式バス停留所標識に限るものとする。

ウ 添加広告面の広さは、照明表示ボックスの各表示面の広さの3分の1以下で、その位置は照明表示ボックスの最下段とすること。

エ 添加広告は、標識1本当たり進行車両の非対向面及び歩道面の二面に限定すること。

オ 添加広告の掲出面積は、0.5㎡以下とすること。

(2) 消火栓標識に添加する広告の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

ア 添加位置は消火栓標識板の下部とし、突出し方向は、標識と同一方向とする。

イ 添加看板の大きさは縦0.4m以内、横0.8m以内とする。

ウ 添加数量は標識1柱につき1個（両面使用）に限るものとする。

エ 申請に当たっては、消防機関の添加承諾書を添付すること。

オ 広告物の地色は、原則として白色又は淡色に限るものとする。

カ 広告物のデザイン及び表示内容は、美観、風致を十分考慮して定めること。

2.7 バス停留所標識の占用

バス停留所標識の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者が設けるものとする。

(2) 道路標識、交通信号機、交差点、横断歩道及び踏切道の前後から20m以上離すこと。また、急な曲り角等交通上支障となる場所は避けること。

(3) 標識は、道路方向に平行して設置すること。

ただし、標識の頭部に会社名等を表示する表示板を設置する場合は、この限りではない。

(4) 複数の路線バスが運行する同じ場所のバス停留所については、可能な限り標識

を統合すること。

- (5) 無照明式バス停留所標識の占用については、(1)～(4)によるほか次の各号に掲げるところによらなければならない。

ア 標識は、移動式とすること。

イ 標識の上端は、路面から3.0m以下とすること。

ウ 表示板の下端は、路面から0.5m以上とすること。

エ 表示板(支柱部分を含む)は、幅0.5m以下とすること。

- (6) 照明式バス停留所標識の占用については、(1)～(4)によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

ア 標識は、歩車道の区別のある歩道上とし、設置後1.5m以上の余地が確保できる場合に限るものとする。

イ 標識は、1本の支柱と直方体の照明表示ボックスから構成されたものを標準とすること。

ウ 標識の上端は、路面から3.0m以下とし、照明表示ボックスの最大幅は0.45m以下とすること。

エ 支柱の高さは標識全体のおおむね4分の1とする。

2.8 消防水利標識及び消火栓標識の占用

- (1) 消防水利標識の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

ア 消防水利施設から原則として5m以内の位置に設けること。

イ 消防水利標識には、占用者名以外の広告物等を掲出しないこと。

- (2) 消火栓標識の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

ア 占用者は消防機関に限るものとする。

イ 歩車道の区別のある道路にあつては、歩道上の車道寄りとし、突出し方向は民地側とすること。

ウ 歩車道の区別のない道路にあつては、路端若しくは法敷とし、突出し方向は民地側とすること。

エ 消火栓から消火栓標識までの距離は、おおむね5m以内とする。

オ 信号機、道路標識等の効用を妨げ、その他道路管理上支障となる場所は避けること。

2.9 路外駐車場案内標識の占用

路外駐車場案内標識の占用は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

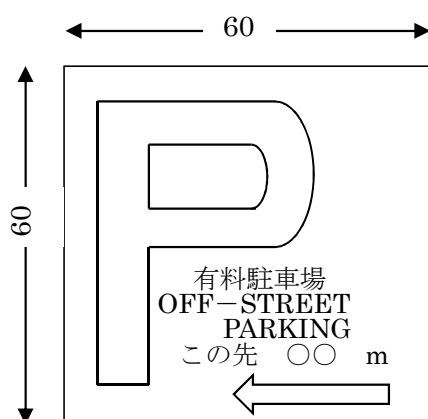
- (1) 案内標識の設置が認められる駐車場は、駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で駐車のために供する部分の面積が500㎡以上のものとする。

- (2) 案内標識の設置箇所は、駐車場の各入口から100m程度の左側手前に1箇所

の外、各入口の至近距離の左側に1箇所とする。

- (3) 原則として、歩道上にのみ設置できることとする。
- (4) 案内標識の様式規格は、図1のとおりとする。
- (5) 電柱等に添加できる箇所である場合は、極力電柱等に添加すること。
- (6) 路面からの高さは1.8mとすること。ただし、施設帯又は路側帯に設ける場合は、1.8m以上とすることができる。

(図1)



- 備考
- 1 図示寸法の単位はセンチメートルとする。
 - 2 方向を示す記号は例示とする。
 - 3 看板の地は白色、緑、文字はダークブルーとする。
 - 4 矢印は赤色とする。

3.0 公共施設案内標識の占用

公共施設案内標識の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体が設置するものに限ること。
- (2) 歩道上、法敷等に支柱を設けることができるものとする。
- (3) 構造及び色彩等は、道路管理者が設置する案内標識に準じること。

3.1 横断幕の占用

横断幕の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体若しくはこれに準ずる者が、交通安全、火災予防及び

非営利的な行事名等を表示した幕を一定期間区切って占用する場合に限ること。

- (2) 幕には、占用者名及び行事等の主催者名（後援者名は除く）を記載すること。
- (3) 幕の大きさは、幅1.0m以下、長さは9.0m以下とすること。
- (4) 電柱等を支持物とする場合は、原則としてネットを使用すること。
- (5) 幕を掲出するための支柱は、道路に設置してはならないこと。
- (6) 歩道橋に添架する場合は、その主桁部分又は高欄部分とし、歩道橋を損傷しないような方法で添架すること。
- (7) 風雨等により落下しないよう堅固に取り付けること。
- (8) 許可条件として「少なくとも1週間に1回安全点検を行うこと」を付記するものとする。

第7節 令第7条第2号に係る物件

3.2 建築用足場、工所用仮囲い等の占用

建築用足場、工所用仮囲い、落下物防護用施設（朝がお）の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 道路敷地外に適切な余地がない場合に限り、必要最小限の面積の占用を認めるものとする。
- (2) 歩道に設ける場合は、その占用幅は1m以内で、かつ、歩道の有効幅員の3分の1以内とすること。
- (3) 車道に設ける場合は、その占用幅は1m以内で、かつ、道路幅員の8分の1以内とすること。
- (4) (2)、(3)の規定にかかわらず、落下物防護用施設については、必要な出幅とすることができる。
- (5) 足場の前面には、シート・金網等を張り巡らすこと。
- (6) 夜間照明、赤色灯等を設け、通行者に危険のないようにすること。
- (7) 消火栓、水道制水弁、ガス開閉栓及び各種人孔等の所在箇所を判らなくしたり、近づき難くしないようにすること。
- (8) 官公署の指示に基づく表示板以外の広告物を表示又は掲出しないものであること。
- (9) 視覚障がい者誘導ブロックに影響を与えないこと。

第8節 令第7条第3号に係る物件

3.3 一時材料置場の占用

一般に材料置場は、期間が長期化したり、乱雑化して道路管理、衛生及び美観上支障となる場合が多いので、原則として占用を認めないこととする。

第9節 令第7条第4号に係る物件

3.4 養生による占用

養生による占用で、工事等に伴い道路の構造及び付属物に支障のおそれがある場合

は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 養生の範囲は、影響部分を考慮した必要最小限の面積とする。
- (2) 養生により路面との高低差を生じた場合は、転倒防止策を講じること。
- (3) 鉄板による養生の場合は、滑り止めを講じ視認可能にすること。
- (4) 重量により道路構造物への支障のおそれがある場合は、養生設置前後の写真及びレベルの数値を提出すること。
- (5) 道路構造物へ影響を与えた場合は、道路管理者の指示の下、速やかに修繕すること。

第10節 その他

- 35 この基準によりがたいと認められる場合は、その都度市長が定める。